

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年9月7日

埼玉県公安委員会委員長 塩川 修

埼玉県公安委員会規則第8号

埼玉県警察組織規則の一部を改正する規則

埼玉県警察組織規則（昭和50年埼玉県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第38条に次の1号を加える。

(5) 交通反則通告センターに関する事。

第42条第1項第2号中「交通指導課」を「交通機動隊」に改める。

第44条を次のように改める。

（運転管理課）

第44条 運転管理課においては、運転免許の取消し、停止等に関する事務をつかさどる。

第47条中第8号を第11号とし、第7号の次に次の3号を加える。

(8) 警備警察の運営・管理に係る指導に関する事。

(9) 第3号に掲げる犯罪の捜査に係る指導に関する事。

(10) 警備警察の公判対応に関する事。

第50条中第7号を第8号とし、第1号から第6号までを1号ずつ繰り下げ、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 緊急事態に対処するための計画及びその実施に関する事。

第50条の2を削り、第50条の3を第50条の2とする。

第62条の次に次の1条を加える。

（交通反則通告センター）

第62条の2 交通指導課に交通反則通告センターを附置する。

2 交通反則通告センターにおいては、交通反則事件及び交通法令違反事件の処理に関する事務をつかさどる。

第63条の2を削る。

附 則

この規則は、令和3年9月16日から施行する。